

清川村個人住宅用地防災対策工事費用助成金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、村民が個人住宅の擁壁や塀を防災対策上から補修や改修、植栽化等を村内施工業者により実施した場合において、その経費の一部を助成することにより、村民の安全・安心を確保するとともに、居住環境の向上を図ることを目的とする清川村個人住宅用地防災対策工事費用助成金（以下「助成金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 擁壁・塀 コンクリート、コンクリートブロックや石積により造られた工作物をいう。
- (2) 個人住宅 自らが所有し、自己の住居の用に供する建築物をいう。
- (3) 併用住宅 住宅部分と事務所、店舗その他これに類する用途の部分が一体となった建築物をいう。
- (4) 村内施工業者 村内に事業所を有する法人または個人で、別表1に掲げる対象工事を施工する者をいう。
- (5) 住宅用地防災対策工事 個人住宅に附随する擁壁の改修等や塀の植栽化等工事（村内で実施している他の助成制度の対象となる工事を除く。）で、工事金額が10万円以上（消費税及び地方消費税相当額を除く。）ものをいう。

(交付対象者)

第3条 この助成金の交付を受けることができる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 申請時において、1年以上本村に住民登録を有し、対象となる住宅に居住している者
- (2) 村内施工業者に個人住宅用地防災対策工事を施工させ、かつ、年度末（3月31日）までに当該工事が完了する者
- (3) 村税等の滞納がない者
- (4) 過去にこの助成金の交付を受けたことのない者

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、個人住宅用地防災対策工事金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に2分の1を乗じて得た額（100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）とし、上限を10万円とする。

2 住宅1棟につき1回限りの助成とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、個人住宅用地防災対策工事着手前に清川村個人住宅用地防災対策工事費用助成金交付申請書（第1号様式）に、次の書類を添えて村長に申請するものとする。

- （1）村内施工業者が発行した個人住宅用地防災対策工事に係る見積書
 - （2）施工前の擁壁等の写真
 - （3）その他、村長が特に必要と認める書類
- （交付決定）

第6条 村長は、前条の規定による助成金の交付申請があったときは、その内容を審査し、助成金交付の可否について、清川村個人住宅用地防災対策工事費用助成金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第7条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、助成金を受ける権利を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

（計画変更または中止）

第8条 交付決定者は、当該決定を受けた後において、事業計画を変更または中止しようとするときは、清川村個人住宅用地防災対策工事変更（中止）承認申請書（第3号様式）に必要な書類を添えて村長に提出し承認を受けなければならない。

2 村長は、前項の規定による事業計画の変更または中止の承認申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否について、清川村個人住宅用地防災対策工事変更（中止）承認通知書（第4号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告及び請求）

第9条 交付決定者は、個人住宅用地防災対策工事完了後速やかに清川村個人住宅用地防災対策工事費用助成金実績報告書（第5号様式）に、次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- （1）村内施工業者が発行した個人住宅用地防災対策工事に係る費用の支払いを証する書類（領収証の写等）
- （2）個人住宅用地防災対策工事を行った部分の施工中及び完成後の写真
- （3）個人住宅用地防災対策工事費用助成金請求書（第6号様式）
- （4）その他、村長が特に必要と認める書類

（審査及び支払い）

第10条 村長は、前条の規定による事業の実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、交付決定者からの請求に基づき助成金を支

払うものとする。

2 村長が必要と認めるときは、対象となった個人住宅用地防災対策工事の状況について、現地調査することができる。

(助成金の返還)

第 11 条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当することが判明した時は、助成金の交付決定の全部または一部を取り消し、すでに交付した助成金の全部または一部を返還させることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、または助成金の申請等に関し不正な行為があったとき。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

別表1（第2条第4号関係）

	工事の内容	説 明
対 象	擁 壁 工 事	建築基準法の規定による工作物として扱われるもので、ひび割れ等による擁壁の補修・改修に係る経費 擁壁の高さ：2メートル以上のもの
	塀 工 事	コンクリート等により工作された塀を取り壊し、樹木等への改修に係る経費 既存の塀の高さ：1メートル以上